

兵庫県公報

令和6年1月23日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

◎環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

カーボンニュートラルを推進するため、温室効果ガスの排出抑制に資する建築物の建築等を誘導するとともに、緑化の質を向上することにより、ヒートアイランド現象を緩和し、景観形成等の緑が持つ効果をより一層高めるため、緑化基準の見直しを行うこととした。

規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第1号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第15の1の部の備考1中「とは、」の右に「植栽基盤の面積（）」を、「いう」の右に「。以下同じ。）に、高木の樹冠の合計面積（高木1本ごとの次の表の左欄に掲げる植栽時の樹高に応じた同表の右欄に掲げる樹冠面積の合計（樹冠の水平投影面が他の樹冠の水平投影面と重複する部分がある場合は、当該部分に相当する面積を控除した面積）をいう。以下同じ。）を加えたものをいう。ただし、植栽基盤が高木のみのもので生育に供される土地である場合は、植栽基盤の面積又は高木の樹冠の合計面積のいずれか大きい面積とする」を加え、同部の備考1に次の表を加える。

植栽時の樹高	樹冠面積
1メートル以上2.5メートル未満	3.8平方メートル
2.5メートル以上4メートル未満	8平方メートル
4メートル以上	13.8平方メートル

別表第15の1の部の備考3(1)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部の備考4中「成木に達したとき」を「植栽時の樹高がおおむね1メートル以上で、成木時」に改め、同表の2の部の備考1中「地被植物で」を「地被植物（壁面にあつては、知事が別に定めるものに限る。）で」に改める。

別表第17の1の部の備考に次のように加える。

4 知事が定める二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の新築、改築又は増築を行った場合は、二酸化炭素の排出の抑制の量に応じて知事が別に定める区分に応じた面積を緑地の面積とみなすことができる。

別表第17の2の部の備考4に次のただし書を加える。

ただし、緑地の面積に算入することができる面積は、建築物の敷地の区分の欄に掲げる建築物の敷地の区分に応じ、それぞれ緑地の面積の欄に掲げる下限の面積の2分の1を上限とする。

別表第17の2の部の備考に次のように加える。

7 知事が定める二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の新築、改築又は増築を行った場合又は設

備を設置した場合は、二酸化炭素の排出の抑制の量に応じて知事が別に定める区分に応じた面積を緑地の面積とみなすことができる。ただし、緑地とみなすことができる面積は、建築物の敷地の区分の欄に掲げる建築物の敷地の区分に応じ、それぞれ緑地の面積の欄に掲げる下限の面積（1の部の備考4の規定により緑地とみなすことができる面積がある場合は、当該面積を控除した面積）の2分の1を上限とする。

様式第31号の2（第2面）の部中

「

緑化計画の完了予定年月日	年	月	日
--------------	---	---	---

」

を

「

緑化計画の完了予定年月日	年	月	日
--------------	---	---	---

注 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の1の部の備考4の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。」

に改め、同様式（第3面）の部の注を次のように改める。

注 1 「グラスパーキングの面積」の欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

2 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の2の部の備考7の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

様式第31号の3（第2面）の部の注を次のように改める。

注 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。

2 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の1の部の備考4の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

様式第31号の3（第3面）の部の注に次のように加える。

3 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の2の部の備考7の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

様式第31号の4（第2面）の部中

「

緑化計画の完了年月日	年	月	日
------------	---	---	---

」

を

「

緑化計画の完了年月日	年	月	日
------------	---	---	---

注 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の1の部の備考4の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。」

に改め、同様式（第3面）の部の注を次のように改める。

注 1 「グラスパーキングの面積」の欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

2 環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第17の2の部の備考7の規定により緑地の面積とみなすことができる面積がある場合は、その算定の根拠を記載した書面を添付してください。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。